

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の
平成30年3月1日以降の窓口負担・保険料（税）について

平成30年3月1日以降についても医療費等の窓口負担および保険料（税）の免除に係る国の財政支援が継続することになりました。窓口負担の免除期間は、平成30年3月1日から平成30年7月31日までとなっております。免除該当世帯へは2月下旬に免除証明書を送付しました。

また、平成30年8月1日以降の取扱いについては、平成29年分所得額で判定することとなり、免除該当世帯へは、本年7月下旬に免除証明書を送付する予定です。この場合、窓口負担の免除期間は、平成30年8月1日から平成31年2月28日までとなります。（保険料（税）については、平成30年度分を免除）

なお、国では、旧緊急時準備避難区域等における※上位所得層の被保険者の窓口負担および保険料（税）の免除については、平成26年10月1日以降、町への財政支援を終了しているため、上位所得層の窓口負担と保険料（税）は、いずれも免除終了となっておりますのでご理解をお願いいたします。

国民健康保険の場合

区 分	窓 口 負 担	国民健康保険税
所得600万円超 （上位所得層）	免 除 終 了	免 除 終 了
所得600万円以下	免 除 継 続 平成30年7月31日まで	免 除 継 続

※上位所得層とは、基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

後期高齢者医療の場合

区 分	窓 口 負 担	後期高齢者医療保険料
所得600万円超 （上位所得層）	免 除 終 了	免 除 終 了
所得600万円以下	免 除 継 続 平成30年7月31日まで	免 除 継 続

※上位所得層とは、基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

介護保険の場合

区 分	窓 口 負 担	介護保険料
合計所得633万円以上 （上位所得層）	免 除 終 了	免 除 終 了
合計所得633万円未満	免 除 継 続 平成30年7月31日まで	免 除 継 続

※上位所得層とは、合計所得金額が633万円以上の個人

問 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険 健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113
国民健康保険税 町民税務課 賦課係 ☎0240-27-4160

平成29年度広野町公民館各種教室のお知らせ

キース先生の英会話
教室に参加して

委員長 山田 浩貴



前任のニック先生に続いて、昨年11月よりキース先生の英会話教室に参加しています。

いよいよ2年後に迫った東京オリンピック観戦を楽しむためにも英語で話す力をアップしようと思いつつ、英会話を楽しんでいます。

キース先生は、カナダのトロント出身だそうです。寒さに強く、趣味は、筋トレ・ランニング・日本の文化を学ぶ事などで、好奇心の塊のような人柄だと思います。大きな身体をきびきび動かして、大きな声で会話をするので、毎回会話をしながら元気をいただいています。

授業では、自己紹介から始まり、簡単な質問と応答をしたり、意見や感想の話し方などをクイズ形式にしたりしながら会話を楽しんでいます。例えば、「気分はどうですか」の質問に対して「とても幸せです」や「まあまあです」の答え方がありますが、さらにオーバーに、「世界中で一番幸せです」や「この上なく夢のように幸せです」というような表現の幅を広げた会話に喜びを感じます。今月に入って、

会話の中に「いつ」「どこで」「何を」「誰が」「なぜ」「どのように」にあたる内容を入れた文型を意識して、何を伝えるのか、どのように伝えるのかの練習をしています。

現在、受講生は4～5人なので、すぐ順番が回ってきます。基本的な言い回しを使って、必ず何か話さなければならない状況に追い込まれながら、「ひらめき」で英語を話す緊張感を楽しんでいます。自分の考えや思いを英語に直す（組み立てる）ことは、日本語や日本の文化を改めて、考え直したり、意味を調べたりすることになり、日本語のよさを再認識することになると思います。

中学英語でかたん英会話をいっしょに楽しみませんか。お待ちしております。



教育長就任



2月13日、同月8日に開催された臨時議会において教育長人事に関する同意を得たことから、新しい教育長として松本正人さん（前職：広野町総務課政策広報室長）が就任しました。松本教育長の任期は、平成30年2月13日から平成31年10月14日です。

浅野一前教育長は平成25年12月25日から平成30年1月31日までの間、広野町教育委員教育長として広野町の教育行政の進展に尽力され、1月31日付けで退任しました。